

奨学生名	JEES留学生奨学生（修学） / JEES Shugaku Scholarship					
財団・寄付者	日本国際教育支援協会(JEES)					
目的	本奨学生は日本の大学(大学院を含む)に在籍する、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して奨学生を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。					
給付額	40,000 円/月					
給付回数	12 回					
奨学生対象期間	2026年4月 から *最長2年間（標準修業年限内に限る）					
推薦予定人数	1 名程度					
募集人数	不明					
応募資格 (全て該当する 者)	国籍	日本国籍以外の正規生のうち在留資格が「留学」の者				
	セメスター <i>*2026年4月時点</i>	学部生	<input checked="" type="checkbox"/> 3セメ <input checked="" type="checkbox"/> 4セメ <input checked="" type="checkbox"/> 5セメ <input checked="" type="checkbox"/> 6セメ <input checked="" type="checkbox"/> 7セメ			
		大学院生(修士)	<input checked="" type="checkbox"/> 2セメ <input checked="" type="checkbox"/> 3セメ			
		大学院生(博士)	<input checked="" type="checkbox"/> 2セメ <input checked="" type="checkbox"/> 3セメ <input checked="" type="checkbox"/> 4セメ <input checked="" type="checkbox"/> 5セメ			
	他奨学生	奨学生受給期間中に重複受給のない者（ただし、他団体から受ける月額合計が50,000円以下の奨学生は可。その際は他財団等の要項を十分確認すること。）				
		APUから他の奨学生に推薦中でない者				
	学業成績	通算GPA・総修得単位数の要件は「 <a href="#">学外奨学生 大学推薦選考について</a> 」を参照。				
	その他資格	(1) 2026年4月時点において正規生として大学の学士課程2年次以上に在籍する私費外国人留学生。 (2) 採用された場合の受給期間（休学及び留年期間を除く）が2026年4月1日より1学年相当以上ある者 (3) 学業成績優秀者（前年度の成績評価係数2.60以上） (4) 本奨学生の受給期間中、本協会が実施する他の奨学生を受給せず、他団体から受ける奨学生等の受給月額合計が50,000円以下である者。（貸与型奨学生、学費免除及び一時金は除く） (5) ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれらの活動への意欲のある者。 (6) 本奨学生受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。 <u>(7) 過去、本奨学生を受給したことがない者。</u> (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者				
奨学団体による 義務・決まり	<b>【義務】</b>					
	(1) 受給者は、本奨学生支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学生受給終了後1ヵ月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会へ提出すること。					
	(2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。					
	(3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。					
	(4) 本奨学生を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により本協会へ報告すること。					
選考スケジュー ル	(5) 受給者は、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答および交流会等に可能な限り参加すること。					
	<b>【奨学生の支給の休止または終了および決定取消】</b>					
	(1) 受給者が大学を長期欠席（1ヶ月以上）した場合は、本奨学生の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学生支給の再開を願い出たときは、奨学生の支給期間内において奨学生の支給を再開することがある。ただし、支給期間は延長しない。					
	(2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学生の支給を終了する。 ①大学を卒業、退学、休学又は留年した場合。 ②本奨学生受給者の義務を怠った場合。 ③募集要項の定める事項に該当しなくなった場合。 ④その他受給者として相応しくないと判断された場合。					
	(3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学生の支給決定を取り消す。					
問い合わせ先	<b>【注意事項等】</b>					
	(1) 受給者は原則として、本奨学生の返還義務を負わない。ただし、上記【奨学生の支給の休止または終了および決定取消】に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学生の返還を求める場合がある。					
	(2) 本奨学生採用決定（本奨学生採用決定通知を大学が受領した時点）前に他の奨学生の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、 <u>本奨学生受給者として採用された場合は、受給期間終了まで本奨学生を辞退し、他の奨学生を受給することはできない。</u>					
	(3) 所属大学の留学制度を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。					
	<b>大学推薦の申請スケジュール</b> 2026年1月25日（日）締切 詳細は「 <a href="#">学外奨学生 大学推薦選考について</a> 」を参照。					
選考スケジュー ル	奨学生団体への推薦締切 2026年5月下旬					
	奨学生団体面接 なし					
	採否通知 2026年8月中					
問い合わせ先	ステューデント・オフィス 学外奨学生担当 メールアドレス : apusch@apu.ac.jp					